

第三條 利益金分配方法  
第四條 解雇手当増額ノ件

三月末満三十五日分ノ一ヶ月分ノ毎々四分支給  
ノ下、予告手当ハ別ニ十四日分支給セラレルコト

第五條 事務管掌ノ明示  
第六條 退職手当ノ件

前契約通り但シ幾條件ノ下

第七條 牙六條 私傷病者ニ自給半額ヲ及医薬料ヲ支給セラルコト  
第八條 決裁機關ノ設置セラルコト

第九條 第九條 此ノ件ニ對シ犧牲者ヲ出サルコト  
第十條 第十條 労働組合ヲ認ムコト

三條ノ御義記下セレ度歎願申上候也  
奥田防氷布会社職工三三

甲

風

兵衛労働第四二二條  
大正十二年二月十一日  
兵庫縣知事 平塚廣義

内務大臣子爵後藤新平殿  
社會局長官池田忠殿  
警視總監湯淺倉平殿  
大阪京部西府知事殿  
神戸地方裁判所檢事止殿

奥田防氷布工場争議解決ノ件 (第一報)  
標証争議伊丹町依客瀬尾長吉、岸田音吉、西名、調停ニ依リ解決ノ曙光見タルコトハ昨